



島ヶ原地域防災計画



2024（令和6）年9月27日
島ヶ原地域まちづくり協議会

安全・安心で明るく住みよい島ヶ原地域へ！

想定される災害



- ・ 台風や豪雨による浸水、土砂災害
- ・ 地震（南海トラフ地震・木津川断層地震）想定震度：6弱

地域（区）の課題



- ・ 高齢者が多いため対策が必要。
- ・ 地区（区）で想定される災害が違う。
- ・ 安否確認がしっかりできるか。
- ・ 災害時の体制はどう組織されるのか。機能するのか。

今後の取組み

- ・ 災害時の体制（組織）を確立します。
- ・ 家族、隣近所、地域で助け合いができるようにします。
- ・ 地域で安否確認ができるようにします。
- ・ 年に1回訓練を実施し、防災意識の向上を図ります。



取組みの成果

- ・ 島ヶ原地域自主防災体制（風水害） 2021 年実施
- ・ 島ヶ原地域自主防災体制（地震） 2022 年実施



気象状況	気象庁等の情報			市町村の対応		住民がとるべき行動	警戒レベル	
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	キキクル 災害切迫		氾濫発生情報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5	
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報	高潮警報	高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
	※大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報		警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮注意報		注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 洪水注意報				第1次防災体制 (連絡要員を配置)			
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)					災害への心構えを高める		1
					・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認			

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

島ヶ原管内の自主防災警戒体制（風水害版）

Ver.2024

▼伊賀市災害対策本部設置基準

- ①市内に震度5以上の地震発生
- ②南海トラフ地震臨時情報発表
- ③東海地震警戒宣言発表
- ④暴風、暴風雪、大雨（雪）、洪水警報発表
大雨、洪水、強風注意報又は警報発表
- ⑤災害が発生
- ⑥異常な自然災害・人的原因による災害

市災害対策本部

▼島ヶ原管内の連絡網

島ヶ原支所長

警戒レベル3連絡体制

- 配備1 支所長（課長級）
 配備2-1 職員 主幹・係長
 配備2-2 職員 主任
 非常体制配備 職員 主任

まちづくり協議会長

まち協議会会長事務局長

区長会副会長

上村4区長

区長会長

区長会副会長

下村4区長

※以下各自主防災会の決まりに従って連絡網で役員へ伝達

▼風水害対応フロー



保存版

島ヶ原地域自主防災体制（風水害・地震）

Ver.2024

島ヶ原地域まちづくり協議会・安全防災部会

風水害：島ヶ原自主防災避難対策における行動指針

Ver.2024

警戒レベル	伊賀市	島ヶ原地域災害対策本部	自主防災会（区長⇨自防会長）	住 民	備 考
警戒レベル 2 <気象庁> ・大雨警戒 ・洪水警戒	伊賀市災害対策本部設置 レベル 3 発令の可能性が高まった段階：状況により適時支所等へ指揮・命令・連絡	●警戒準備体制 支所長は、警戒体制（配備Ⅰ）で自治協会長、区長会長を招集、協議	●自主防災会の稼働準備（警戒レベル 2） ・区長会長からの連絡を受け、自主防は連絡網を通じ稼働準備（自主防災会長）	●情報収集 ・気象情報に注意する。 ●長時間停電や避難への備え ・食糧、飲料水の確保 ・照明具、携帯ラジオ等の用意 ・避難時、持出し品の準備	※三重県土砂災害情報提供システム ●各区の実情に応じた避難場所や避難方法の検討が重要 ●平時から要援護者名簿の調製が必要（個人情報の配慮）
警戒レベル 3 【避難準備・高齢者等避難開始】 <県・気象庁> ・大雨警戒警報 ・洪水警戒	災害対策本部警戒体制（配備 2-1） 避難所開設 ・拠点、指定、福祉の各避難所を状況に応じ開設する。	●島ヶ原地域災害対策本部を開設 ・本部設置場所；島ヶ原支所 ・災对本部員；自治協会長、同副会長、各区長、民生会長、警察官（派出所）招集し、構成する。 消防分署長、消防分団長との連絡連携をとる。必要な場合、まち協安全防災部員要請（消防団・自主防関係者除く） ※民生会長⇨社協、民生委員 ●住民への周知 ・Hazardon 等）・広報車で、「高齢者等避難」を伝達する。 ●消防団への依頼	●自治会長は、災对本部会議後、一時立寄所（クラブ・公民館等）に区対策本部を開設 ・各自自主防は所定の人員を招集 ・避難者の受入れ準備 ・連絡ツール（MCA 無線機）の確認 ・地域災害対策本部との情報共有に努める。 ※副自防会長は、自防会長が会議出席の間、代わって一時立寄所を開扉 ●区民への周知（危険のない範囲で） ・自主防の情報等担当を中心に、電話、各戸訪問等で避難行動の周知に努める。（警戒レベル 4 以上についても同様に努める。） ●避難行動の呼びかけと支援	●不要不急の外出を控える。 ●ハザードマップ上危険区域の高齢者等を中心に避難行動 ・声かけ、呼びかけ（福祉協力員等協力体制） ・避難行動の支援（近隣住民） ●自主避難 ・不安な住民は、自主防にその旨連絡をとり、避難所等へ自主避難	●エリアメール、各種防災情報等モバイルコンテンツの活用 ○消防団の動き 分署長と区長の要請・指示で活動 ・地域内の周知広報活動 ・河川監視、地域内の見回り

警戒レベル 4 【避難指示発令】 ＜気象庁＞ ・土砂災害警戒情報 ・非常に危険 ・極めて危険	災害対策本部 警戒体制 (配備 2 - 2)	・広報活動 ・避難行動の支援 ・危険個所の見回り、情報収集 ●状況等の報告 ・各自主防や消防団等からの災害や避難等の状況を集約し、関係機関に災対本部へ適時報告 ●住民への周知 ・Hazardon・広報車及び消防団の協力のもと、「避難指示」を伝達 ●避難情報の収集 ・各避難所、一時立寄所の避難状況を収集する。 ●災害発生状況の収集 ・消防団等の協力のもと実施 ●状況等の報告 ・各自主防や消防団等からの被害や避難等の状況を集約、市の災対本部へ適時報告	・消防団、民生委員等の協力のもと、高齢者等への避難行動の呼びかけと支援 ●立寄所への避難者名簿の作成 ・疾患の有無を含め、避難者名簿を作成する。 ・名簿作成時、常用薬の持参を確認 ●状況等の報告 ・立寄所の開設や避難者の状況を地域災対本部へ報告 ●避難行動の促しと支援 ・ハザードマップ上危険区域の住民を中心に、迅速な避難行動を促し、避難行動を支援 ●避難所等の状況確認 ・立寄所等の状況を随時確認 ・避難者の意見や要望等を収集 ●避難者名簿を作成と調整 ・避難者の名簿を随時調製 ・名簿作成に際し、傷病者や疾患の確認 ●安否確認 ・危険区域以外も含め、立寄所での聞き取り、電話、各戸訪問等で可能な限り安否の確認 ●傷病者等への対応 ・傷病者について、必要に応じ、地域災対本部を通じて医療機関への搬送を依頼 ●必要物資の調達 ・避難者が必要とする飲料水、食糧、薬剤等の	●小中学校：（登校後） ・警報や暴風雨等の状況により、所定の方法で下校 ●迅速な避難行動 ・危険区域の住民を中心に避難所等へ避難 ・避難者名簿の調整や安否確認への協力 ・暴風雨、冠水、土砂崩れ等及び時間帯（夜間）により、避難が危険な場合、自宅待機とし、その旨と安否を自主防に連絡すること ・常用薬の携帯 ・避難所等において、傷病や必要な調剤薬等、申し出ること。 ●住民は、このレベルまでに必	・樋門の監視と開閉 ・避難者の支援・水防活動、火災時消火活動等 ●エリアメール・防災アプリ等注意到意 ●危険個所等の情報収集は消防署、消防団、警察 ※安否確認名簿作成：【自己申告を原則とする。言いたくない人は自己責任】
--	---------------------------------------	---	---	---	---

警戒レベル 5 【緊急安全確保発令】 災害切迫発生 <気象庁> ・警報継続発表 ・極めて危険 警報、警戒情報解除	災害対策本部 非常体制	●住民への周知 ・Hazardon 等で「避難のための外出を控え、直ちに今いる所で安全確保すること」を伝達 ●状況等の報告 ・災害対策本部へ随時状況を報告 ・状況により、救援要請を行う。 ●住民への周知 ・Hazardon 等で警戒情報が解除されたが、不要な外出を避けることを伝達	調達。地域災対本部で調整 ●状況等の報告 ・避難者の状況、安否、災害発生などの情報を地域災対本部へ随時報告する。 ◆警戒レベル 4 に引き続き、避難者の安全と保健の確保に努める ・在宅避難者の安否を電話等で確認 ・在宅避難者のリストを作成し、消防署・消防団等の救護活動に協力 ●状況等の報告 ・地域災害対策本部へ随時状況を報告 ・地域災対本部との連絡を密にし、一層の情報共有を図る。 ●区民への周知 ●各避難所、一時立寄支所等の避難者に当面の行動規制の徹底を図る。 ・当面の間、土砂災害危険区域や河川に近づかないこと。 ・単独行動は控えること。 ・避難場所から外出する場合は、申出ること。 ●区民の所在の把握	ず避難すること。 ◆移動の困難・命の危機、直ちに安全を確保すること。 ・緊急の避難として、安全性が高いスペースでの在宅避難（垂直避難等） ・電話等で自主防に連絡をとり続けること。 ・身の危険を感じたり、被災した時は、電話等で直ちに救助を要請 ●自宅の状況を見に戻る場合 ・自主防に申出て、許可を受けたうえで行動すること。 ・単独行動は避けること。	○帰宅困難者発生 ○停電・断水の発生 ※電話回線の遮断等や停電のため情報不足となる。 ●エリアメール、各種防災情報等モバイルコンテンツの活用 ※救難救護活動は消防署・消防団警察等が中心となっていく。
--	------------------------	--	--	--	---

甚大な被害が発生した場合	災害時相互応援協定による、他市への援助要請 自衛隊の派遣要請（県）	●被害状況の収集と報告 ・各自主防、消防署、消防団等からの被害状況を集約し、災害対策本部へ報告 ●災害対策本部のほか、自衛隊や他市からの援助を受けるための具体策作り ●ボランティアの受入れ体制作りや災害ゴミの集積場所の確保 ●避難がある程度の期間に及ぶ場合 ・炊出しや飲料水、救援物資の円滑な受入れと分配に努める。 ・保健維持への協力 ・避難所運営（行政）への支援 B C Pに基づく事務の再開	・退所者や外出から戻った者など、名簿をもとに所在の把握に努める。 ●被害状況の収集と報告 ・区民や消防団からの被害状況を地域対策本部へ報告	・自宅や周辺の状況を報告すること。 ・復旧支援が必要な場合は申出ること。 ●行政等やボランティアの協力のもと、自宅の復旧活動の開始	※「安全と安心の確保」心のケア
---------------------	---	---	---	---	------------------------

語句について

- 1 避難所等は、一時立寄所に加え、地区により一時立寄所の危険性に鑑み、緊急避難場所（個人宅）を含む。
一時立寄所には避難備蓄品（山菅・中矢を除く）はない。

- 2 拠点避難所は中学校体育館、指定避難所は島ヶ原会館、保育所、福祉避難所及び島ヶ原福祉センター。避難所開設は行政がおこなう。
- 3 高齢者等には、要援護者である身体・精神に障害をもつ者、乳幼児を含む。

自治協議会安全防災部会の役割

- 1 平常時における、住民への防災・防犯意識の啓発活動、交通安全活動
- 2 災害発生の警戒レベル 4 以上において、地域災害対策本部及び自治協議会会長の指示・要請のもと各種災害対策活動の支援に当たる。
- 3 防災や防犯訓練等を通じ、自主防災組織、福祉協力員及び民生委員等との連携をつくっておく。
- 4 平時に地域内の災害危険個所の把握と点検活動

災害時協力体制の構築

- 1 J A 島ヶ原支店・調剤薬局-----食糧、用具、医薬品等の調達
 - 2 医師・薬剤師・看護師---傷病者・疾患者の治療、看護のため、地域内在住の方に依頼し、災害時医療体制を構築する。
 - 3 (株) 島ヶ原リゾートでの避難所等の協力
- § 区の実態が変動（人口構成、高齢化率、意識の変化、行政体制や気象庁の基準変更等）……数年間隔で見直しが必要

■自主防災会備付

- 1 ○○区自主防災組織規約（見直し、未整備の区は整備）
- 2 ○○区自主防災会防災計画（見直し、未整備の区は整備）
- 3 ○○区自主防災会連携体制及び連絡網（見直し、未整備の区は整備）
- 4 消火栓・防火水槽配置図（見直し、未整備の区は整備）
- 5 消火栓・ホース格納箱点検表（見直し、未整備の区は整備）
- 6 自主防災資機材確認表（自主防災会管理）（見直し、未整備の区は整備）

■平時の自主防災会活動

- 1 年一度程度、地区自主防災計画に拠り、区民を対象にテーマを決め、訓練を実施する。
- 2 安否確認名簿の更新（年 2 回程度）……名簿登録に拒否する人は、災害時救護等に支障が出る事を事前に告知

地震：災害避難対策等における行動指針

Ver.2024

	島ヶ原地域災害対策本部	島ヶ原まちづくり協議会	自主防災会（区）	住民	被害の目安等 （関係団体）
平時		平時 ○安全防災部会 ・防災等講演会等啓発活動 ・防災訓練の実施	平時 ・定期的防災訓練の実施 ・自主防災用品の整備 ・連絡網の確認	平時 ○家族で「防災家族会議」 ・家具の転倒防止、家屋の耐震対策 ・防災用品の点検 ・3日～7日の飲料物の備蓄 ・非常用品の準備	平時 ・学校、福祉センター等避難訓練の実施
震度3以下	○対策本部起ち上げない	平時の行動	自主防災会起ち上げない	平時の行動	
震度4	○支所長の指示で、消防分署、（必要ならばまち協会長、区長会長）を招集 ・支所の動き⇒情報収集（まち協、区長会長、消防分署、民生会長） ・本格的な地域災害対策本部は起ち上げない	災対本部の判断 ・必要ならば支所長の指示で「まち協副会長」も支所に集合 ・（区長会長：集合後区に戻る）	区長：災対本部の指示 自主防災会招集準備 ・自主防災会の班長で被害確認及び安否確認 ・区長：災害対策本部（支所）へ集合 状況報告 ※昼夜の人口確認 ※本部の指示で解除	・報道等の地震情報の確認 ・自主避難の準備 ・災害時要援護者（傷病者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者）への声かけ（福祉協力員等協力体制） ・異常があれば区長へ直ぐ報告 ※本部の指示で解除	※中山間、環境保全会は農地ため池等の点検 【状況】 電灯などつり下げ物触れる。棚の食器類、書棚の本倒れる。

震度5弱 (近隣市町村震度5強が発生し甚大な被害が予想されるとき)	○支所長の指示で、消防分署、まち協会長、区長会長を招集。 島ヶ原地域災害対策本部（地域本部）設置 ●本部開設場所：島ヶ原支所 ●参集者：市（支所長、市民センター長）、まち協（会長、副会長、区長、まち協安全防災部会長、民生会長）、消防署（分署長）、消防団（分団長）、警察 ※避難所起ち上げの判断 ○情報の集約と区への指示 ○人命優先で、関係機関へ通知	島ヶ原まちづくり協議会役員は地域本部に参加 ・安全防災部会長も参加 <区長会長は区に戻る> ○地域本部の補助	区長指示：副区長と共に ○各班長等役員集合 ・被害状況の情報確認 ・住民の安否確認 ⇒地域対策本部へ連絡 …… ○一時立寄所の開設・運営 ・災害時要援護者の避難 ・避難者の氏名把握 <地域本部へ報告>	【発生時】 ・地震速報等で自分・家族の安全確保。ガス電気水道の点検 ・火災に注意 【地震が収まった後】 ・集合場所へ集合 ・組長へ安否、被害状況報告 ⇒区長集約⇒災害対策本部へ通報 ・余震に注意	【5弱の状況】 ・棚の食器、書棚の落下 ・家具の倒壊 ・電柱の揺れ、壁に亀裂 ・道路に被害 ・帰宅困難者
震度5強 (近隣市町村震度5強が発生し甚大な被害が予想されるとき)	○支所長、消防分署長、まち協会長、区長会長が支所に集合（震度5強以上で） 島ヶ原地域災害対策本部（地域本部）設置 ●本部開設場所：島ヶ原支所 ●参集者：市（支所長、市民セ	島ヶ原まちづくり協議会役員は地域本部に参加 ・安全防災部会長も参加 <区長会長は区に戻る> ○まち協役員が地域本部の補助 ○安全防災部会員の動き 災对本部の指示で	区長指示：副区長と共に ○自主防災会集合 ・被害状況の情報確認 ・住民の安否確認 民生委員と共に行動 ・けが人等の対応 ⇒地域対策本部へ連絡 …… ○一時立寄所の開設・運営 ・災害時要援護者の避難	【発生時】 ・地震速報等で自分・家族の安全確保。ガス電気水道の点検（ライフライン破損） ・火災発生の場合、まず自主消化、消防団等 【地震が収まった後】	【状況】 ・歩行困難 ・家具の転倒 ・棚の食器類落下 ・窓ガラスの破損 ・自動車の運転困難 ・壁に亀裂、ひび割れ ・ライフラインの破損

震度5強	ンター長）、まち協（会長、副会長、区長、まち協安全防災部会長、民生会長）、消防団（分団長）、警察 ○支所長、市民センター長は行政機関と連絡 ○区の情報の集約と区へ指示 ○人命優先で、関係機関へ通報（行政、医療機関、警察に連絡調整） ※避難所の開設（中学校体育館）	・困っている区、消防団の後方支援 ・避難所運営に行政の後方支援 ・避難者宅の不審者等の警備活動（自警団）	・避難者の氏名把握 ＜地域本部へ報告＞ ○避難所で、一時避難所での宿泊 ○けが人の救急措置 ※災害時協力井戸の確認	・集合場所へ集合 ＜電気・ガスの元栓閉＞ ・組長へ安否、被害状況報告 ⇒区長集約⇒災害対策へ通告 ・余震に警戒	・崖崩れ等で交通障害⇒帰宅困難者
震度6弱～	○支所長、消防分署長、まち協会長、区長会長が支所に集合（震度5強以上で） 島ヶ原地域災害対策本部（地域本部）設置 ●本部開設場所：島ヶ原支所 ●参集者：市（支所長、市民センター長）、まち協（会長、副会長、区長、まち協安全防災部会長、民生会長）、消防団（分団長）、警察	島ヶ原まちづくり協議会役員は地域本部に参加 ・安全防災部会長も参加 ＜区長会長は区に戻る＞ ○まち協役員が地域本部の補助 ○安全防災部会員の動き 災对本部の指示で	区長指示：副区長と共に ○自主防災会集合 ・被害状況の情報確認 ・住民の安否確認 民生委員と共に行動 ・けが人等の対応 ⇒地域対策本部へ連絡 …… ○一時立寄所の開設・運営 ・災害時要援護者の避難 ・避難者の氏名把握 ＜地域本部へ報告＞	【発生時】 ・地震速報等で自分・家族の安全確保。ガス電気水道の点検（ライフライン破損） ・火災発生の場合、まず自主消化、消防団等 【地震が収まった後】 ・集合場所へ集合 ＜電気・ガスの元栓閉＞ ・組長へ安否、被害状況報告	【状況】 ・立ってられない。 ・家具が移動、転倒 ・棚の食器類落下 ・窓ガラスの破損、壁の落下 ・自動車の運転困難 ・建物が傾く、瓦落下 ・ライフラインの破損

震度6弱～	○支所長、市民センター長は行政機関と連絡 ○区の情報の集約と区へ指示 ○人命優先で、関係機関へ通報（行政、医療機関、警察に連絡調整） ○避難所の開設（中学校体育館、保育園、島ヶ原会館、福祉避難所）	・困っている区、消防団の後方支援 ・避難所運営に行政の後方支援 ・ボランティア受入後方支援等 ・避難者宅の不審者等の警備活動（自警団）	○避難所で一時避難所での宿泊 ○けが人の応急措置 ※災害時、協力井戸の確認	⇒区長集約⇒災害対策へ通告 ⇒区長集約⇒災害対策へ報告 余震に厳重警戒	・崖崩れ等で交通障害
-------	--	---	--	--	-------------------